

自己資本の充実の状況について

■ 自己資本の構成に関する事項(1)

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員勘定の額	68,151	72,413
うち、出資金及び資本剰余金の額	23,363	23,216
うち、利益剰余金の額	45,486	49,891
うち、外部流出予定額 (△)	698	693
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,982	6,623
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,982	6,623
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	74,134	79,036
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	91	118
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	91	118
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	91	118
自己資本		
自己資本の額 (ハ)=(イ)-(ロ)	74,042	78,918
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	634,251	628,615
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-

■ 自己資本の構成に関する事項(2)

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	32,883	27,769
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	667,135	656,384
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	11.09%	12.02%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)					
項番		ΔEVE(経済価値の変動)		ΔNII(期間収益の変動)	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	20,503	19,575	4,534	5,089
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステッパー化	10,722	9,426	-	-
4	フラット化	-	-	-	-
5	短期金利上昇	-	-	-	-
6	短期金利低下	-	-	-	-
7	最大値	20,503	19,575	4,534	5,089
8	自己資本の額	74,042	78,918		

- (注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
- 2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末からΔEVE^{*}を開示しております。また、令和2年3月末からΔNII^{*}を開示しております。
- ※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- ※ΔNIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 3.開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
- (1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - (2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - (3)流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (4)固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (5)IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
 - (6)IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 - (7)内部モデルは使用していません。
 - (8)前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和7年3月末のΔEVEは195億円(前期末比△9億円)ΔNIIは50億円(前期比+5億円)となりましたが、適切な範囲であると判断しております。
 - (9)自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
- 4.ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

その他の自己資本の充実状況についての諸項目は、ホームページでご確認ください。
<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>